①　団体登録手続き

対象施設（中央区立総合スポーツセンター、中央区立月島スポーツプラザ）

共通の団体登録です。両施設の使用が可能になります。

～共通登録要件～

・登録構成員は、**10名以上（プールのみの利用は5人以上）必要**です。

・在住、在学者の場合は、在勤（在学）**証明が必要**です。

・構成員の中から、必ず1名（18歳以上）登録責任者を決めてください。

～登録団体区分～

○ 区民団体

登録構成員の**7割以上が区内在住者**で構成する団体

・代表者は**区内在住の18歳以上の成人**

・構成員は15歳以上（中学生除く）が対象

○ 在勤団体

登録構成員の**7割以上が区内在住・在学者　または在勤者**で構成する団体

・代表者は区内在住、または在学、または在勤する18歳以上の成人

・構成員は15歳以上（中学生除く）が対象

○ 区外団体

・代表者は18歳以上の成人

・構成員は15歳以上（中学生除く）が対象

【団体登録における注意事項】

・**1団体　1登録**しか出来ません。

・他団体との団体**構成員の重複は出来ません。**登録は、1人1団体です。
（プールのみ、施設のみの団体は、各1団体づつ登録可能）

・15歳未満の方は登録できません。

・施設利用の際は、**構成員のみ利用可能**です。参加者全員を登録してください。

・**すべての連絡を団体責任者**にさせていただきます。